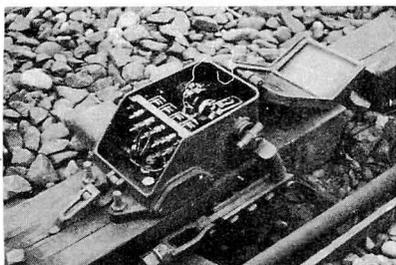


なっている。接触片の材質は JIS, H・3732 ばね用リレ青銅板の PBS 70 相当以上のものを使用している。軸にこのローラーがはめ込まれて、軸の回転によりローラーが回転するような構造のものである。

てこの回路制御器は第 1 種電気機連動装置の機械でここに取付けて使用するもので、電気鎖錠器と同様に機械でこのラッチの動きによって動作して、電気回路の開閉を行うものである。

**転轍器回路制御器**は分岐器のせん端軌条に接続かんを介して

取付け、転轍器の定位・反位を確認するもので、密着を確認するものではない。定位または反位で接点を構成し、普通ポイントに使用するものは、



2. 転轍器回路制御器

トングレールがタイバー取付箇所です 20mm 開いたとき、接点は安全に開放するように調整してある。

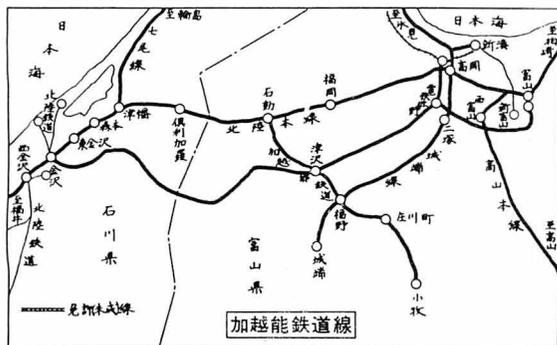
転換鎖錠器回路制御器は転換鎖錠器に付して使用するもので、ドライバーの溝・動作腕ならびに傘(かき)歯車を経て接触環を回転し、接点を構成する構造になっている。(渡辺正敏)

かえつこのうてつどう 加越能鉄道

1 事業者の概要

名称 加越能鉄道株式会社, 本社 高岡市湊町, 資本金 10,000 万円, おもな事業 地方鉄道・旅客自動車運送 (一般乗合 492km・一般貸切)。鉄道従事員 200 人, 保有車両機関車蒸気 2, ディーゼル 2, ディーゼル客車 6, 客車 1, 貨車 14 両。

沿革 昭和 25・10・23 富山地方鉄道株式会社より地方鉄道加越線および自動車運送事業の一部をゆずり受け, 資本金 6,000 万円で会社設立, 同 27 年北陸鉄道等の資本参加により 1 億円に増資し現在に至る。



2 地方鉄道線

開業線 国鉄北陸本線石動, 福野駅に連絡, 加越線石動・庄川町間 (富山県) 19.5km, 単線, 動力電気・蒸気・ディーゼル, 軌間 1.067m, 旅客・貨物運輸を目的とする。大正 1・9・9 免許, 同 11・7・22 石動・福野間 12.8km を, 大正 4・7・21 福野・庄川町間を運輸開始。

未成線 富山・金沢間 60.7km および佐野・高岡間 4.2km, 昭和 29・5・10 免許。庄川町・小牧間 4.7km, 昭和 26・12・15 免許, いずれも動力電気, 軌間 1.067m, 工事施行未認可。

3 沿線の観光地 庄川峡(庄川町駅)。

4 運輸概況

項目	年度		
	昭和 28	29	30
旅客輸送人員(千人)	2,390	2,474	2,583
人キロ	16,406	16,769	17,748
貨物輸送トン数(千t)	58	59	54
トンキロ(千)	390	392	380
旅客収入(千円)	34,620	37,586	39,741
貨物収入(〃)	10,245	10,810	9,521
運輸雑収(〃)	518	510	506
収入合計(〃)	47,700	48,906	49,768
営業費(〃)	44,010	43,450	46,548
営業利益(〃)	3,690	5,455	3,220
営業係数(%)	90	89	91

(原 功)

**かきさじょうき 鍵鎖錠器** 閉塞(へいそく)区間の中間にある停車場(駅員を配置しない停車場を除く)の常時鎖錠しておく転轍(てんてつ)器に設けるものであって、このような転轍器の鎖錠には、主としてタブレットロックを使用する建前となっているが、人員が少なく監視も不十分となるころでは、妨害の危険もあるし、列車の進入進出に当って信号機との連鎖もないので取扱上の誤りも考えられ、また列車のないときに車両の手押入換も規定上できない。これらの諸点を考慮して、転轍器の使用もきわめて少なく、常時鎖錠しておくような転轍器に対して設けるようにしている。

この鍵鎖錠器は、ハンドル付転轍標識および双動機用転轍でここに取付けるもので、転轍器は常に定位で鎖錠されている。解錠用鍵は駅長が厳重に保管し、解錠する必要があるときはこの旨を隣接停車場の駅長に通知して、その承認を受けて転轍器を取り扱う。また承認を与えた駅長はその転轍器の取扱いが終了した通知を受けてからでない、その区間に列車を進入させられないことになっている。(天野 猛)

**かきゅうのりかえ 下級乗換** 旅客がその所持する乗車券・急行券または寝台券の等級に相当する車船室または寝台の設備がないこと、満員であること、車両が故障となったこと、その他旅客の責任とならない事由によって、乗車券類に相当する等級の車船室または寝台に乗車船することができない場合で、あらかじめ鉄道係員の承諾を受けて下級または低額の車船室または寝台に乗換えて、差額旅客運賃・料金の払いもどしをうけることをいう。

上級等級の乗車券類によって、下級等級の車船室に乗車船する場合は、乗換える車船室が割当発売制のものでない場合には原則として旅客の自由であり、また満員・不連結・故障その他の旅客の責任とならない事由によって鉄道係員の承諾を受けないで乗換えることもまた旅客の自由であるが、これらの乗換は単なる権利放棄であって、下級乗換とはいわない。

1 変更時期 原則として変更開始時に乗換えることの承諾だけを行い、乗換終了時に変更の取扱をする。

2 取扱箇所 一般に車船内で取扱われるが、下級等級の車船室だけしか連結または配船されていない区間に方向変更・経路変更するような場合には駅でも取扱をする。

3 変更回数 回数に制限はない。

4 変更区間 現実に下級等級の車船室に乗換えた区間にかぎる。

5 変更手数料 徴収しない。

6 変更乗車券類 下級乗換は乗車券(定期乗車券・回数乗車券を除く)・急行券・寝台券所持の旅客に対して取扱う。鉄